

デイサービスセンター春日の家介護予防・日常生活総合事業運営規定

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人春日園が開設するデイサービスセンター春日の家(以下『センター』という。)が行なう介護予防・日常生活支援総合事業(以下『事業』という)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、センターで介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたる者(以下『従事者』という)が要支援状態にある高齢者(以下『要支援者』という)に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

センターの従事者は、要支援等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減をはかるものとする。

2、この事業の実施にあたっては、関係市町村、保健・医療機関、他の指定介護サービス事業者との連携を図り、事業の目的が円滑且つ厚生に運営されることに努める。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行うセンターの名称および所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 デイサービスセンター春日の家
- 二 所在地 群馬県渋川市中郷454-28

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条

センターに勤務する職種、員数および職務内容はつぎのとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤兼務)

管理者はセンターの従事者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。

- 二 従業者

生活相談員 1名以上(常勤兼務)

生活相談員は利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者または家族等の相談に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

介護職員 1名以上(常勤)

介護職員は利用者の日常生活の介護、相談および援助業務に従事する。

機能訓練指導員 1名（非常勤兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

（営業日および営業時間）

第5条

センターの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間午前9時30分から午後4時30分までとする。
- 四 延長サービス時間 なし

（利用定員）

第6条 利用定員は9名とする。

（通所介護の内容）

第7条 地域密着型通所介護の内容はつぎのとおりとする。

- 一 生活相談（相談援助等）
- 二 機能訓練
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 レクリエーション活動のサービス
- 七 給食・おやつサービス
- 八 入浴サービス
- 九 送迎サービス
- 十 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条

地域密着型通所介護を提供した場合の額は、介護保険告示上の額とし、当該地域密着型通所介護が法定受領サービスであるときは、その1割（もしくは2割、3割）とする。利用料は別紙1のとおりとする。但し、介護保険告示額に変動があった場合にはその額となる。また前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用として1キロメートルごとに片道10円を加算する。

- 二 食材料費、調理費として1食500円
- 三 おむつ代として、 1枚100円
- 四 浴用タオル1式使用料 1組100円
- 五 その他地域密着通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについてはその実費。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、渋川市中郷、渋川市上白井、渋川市白井、渋川市北牧、渋川市横堀とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条

利用者は地域密着型通所介護の提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申しでること。
- 二 特別な医療を必要とする場合はその旨を事前に知らしめておくこと。
- 三 緊急時に確実な連絡先を事前に申し出ておくこと。
- 四 入浴を希望する際はその旨を申しでること。
- 五 利用者の着替えやおむつ等、必要なものは持参すること。
- 六 利用予定に変更が生じた場合は2日前に申し出ること。
- 七 第12条、第13条、第14条で定める感染症の予防、まん延防止および非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条

従業者は地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに管理者および主治医に報告しその指示に従い利用者にとってもっとも適切な対応をとらなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(非常災害対策)

第13条

従業者は常に火災事故防止と利用者の安全に努めるものとする。

- 一 管理者は、防火管理者を選任する。
- 二 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
- 三 防火管理者は、火災発生時に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年5月、10月に避難および救出その他必要な訓練を行う。

第14条

従業者は常に風水害、地震等の非常災害発生時に速やかに利用者の安全確保に努めるものとする。

- 一 管理者は、現場責任者を選任する。
- 二 現場責任者は定期的に施設設備を点検するものとする。
- 三 現場責任者は非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、おおむね6か月に1度程度、避難および救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画)

第15条

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を整備し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

- 一 従業者に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的を実施する。
- 二 業務継続計画は、研修や訓練結果などを通じて、必要に応じて適宜、見直しを行い変更するものとする。

(守秘義務等)

第16条

従業者は業務上知りえた、利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 一 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 二 管理者はサービスを提供するにあたり、必要となる利用者の情報を担当の介護支援専門員その他機関から入手したり、または、利用者またはその家族の個人情報を提供する際

には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条

- 一 管理者は、地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は速やかに医療機関および家族並びに担当介護支援専門員に連絡するとともに、それらと連携を取りつつ当事者にとって最前且つ必要な処置を講じるものとする。
- 二 管理者は事故発生時の対応記録を整備し保管するものとする。
- 三 前項において賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理体制)

第 18 条

- 一 管理者は利用者からの苦情を処理するための窓口並びに苦情解決責任者を置く。
- 二 管理者は円滑且つ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順を別に定めることとする。

(虐待防止に関する措置)

第 19 条

事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年 2 回）に実施するものとする。
- 四 上記の措置を適切に遂行するため、管理者は担当者を置くものとする。

(身体拘束の禁止)

第 20 条

事業者は、利用者または他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人またはその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録するものとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第21条

「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第22条

管理者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人春日園とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和3年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

*第8条の利用料等については、別紙のとおりとし、別紙の一覧表などを添付するなど懇切丁寧な説明に留意する。